

整備管理規程

広島県府中市中須町 1675 番地

中国タクシー株式会社

整備管理規程 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送車両法施行規則（以下、「規則」という。）第32条第2項の規程に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保と車両等の経済的運用を図ることを目的とする。

(整備管理者の選任等)

第2条 整備管理者の選任は、規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ）が任命するものとする。

2 整備管理者を選任、変更若しくは解任したときその他規則第70条第1項第3号に該当する場合

には、15日以内に国土交通省に届け出るものとする。

3 整備管理者の補助者を選任する場合は、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有す

ると認められる者のうちから代表者が任命するものとする。

4 整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示

して従業員全員に周知徹底するものとする。

[選任を必要とする車庫]

中国タクシー株式会社 府中営業所及び福山営業所

(補助者の職務)

第3条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、その職務を代行する。また、第7条（2）の運行可否の決定その他の職務を代行するに当たって疑義を生じた場合、故障又は事故が発生した場合その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者に報告し、その指示に従うものとする。

2 補助者は、代行職務を終了して、整備管理者に当該職務を引き継ぐときには、整備管理者にその内容を報告するものとする。

(運行管理者との連携等)

第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

2 整備管理者は、日常点検の安全な実施を図る為、運行管理者と密接な連携をとるものとする。

3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

(整備管理規程の改廃)

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、補助者と十分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

(整備管理者の権限及び職務)

第6条 整備管理者は、規則第32条1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行する為に必要な権限を有するものとする。

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、使用の本拠の位置で使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

第3章 車両の安全確保

(日常点検)

第9条 整備管理者は、自動車の安全運行を確保するため、乗務する運転者に対し、その運行の開始前に、点検基準による日常点検を確実に実施させなければならない。

(日常点検実施の徹底)

第10条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため点検箇所、点検の内容、点検順序、点検の方法等について、運転者に周知徹底を図らなければならない。日常点検の実施方法は、別紙の通りとする。

（日常点検結果の報告）

第11条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対し、その結果を所定の日常点検表に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管は、その結果を所定の日常点検表に記入しなければならない。

（日常点検結果の確認）

第12条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

（定期点検整備）

第13条 整備管理者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るため、定期点検整備計画をたて、これを確実に実施しなければならない。

- 2 定期点検整備の種類は、道路運送車両法第48条の定期点検整備とする。尚、車両の使用状態等により、整備管理者が必要と認めたときは、適宜、1ヶ月自主点検などの点検整備を実施するものとする。

（点検整備の記録及び保管管理）

第14条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び記録表に所定の事項を記入し保管管理するものとする。

- 2 点検整備記録簿は、当該車両に据え置かなければならない。
- 3 日常点検に係る点検整備記録簿については1年間以上、定期点検に係る点検整備記録簿については自動車点検基準第4条に定める期間以上、これを保管するものとする。

（臨時整備）

第15条 整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備を無くするよう努めなければならない。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、走行キロ、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

（点検結果に基づく対応）

第16条 整備管理者は、日常点検、定期点検または臨時点検の結果、整備が必要な場合は、適切な整備対応を実施するものとする。

（車両故障事故）

第17条 整備管理者は、車両故障事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

- 2 整備管理者は、自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故であって、車両故障事故が発生した場合には代表者へ報告するものとし、代表者は、国土交通省へ所定の事故報告書により報告しなければならない。

(車両成績の把握等)

第18条 整備管理者は、各車両の走行キロ、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の経済的使用と性能の維持向上に努めるものとする。

(適正車種の選定、車両代替時期の把握等)

第19条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種、形式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。

(燃料油脂、その他資材の管理)

第20条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の削減に努めるものとする。

2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

(点検設備等の管理)

第21条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設設備及び自動車の保管場所の管理を行わなければならない。

第5章 指導教育

(整備管理者の研修)

第22条 整備管理者は、運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときは、当該研修を受けなければならない。

(従業員の指導教育)

第23条 整備管理者は、点検整備等整備管理者の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、補助者、整備要員、運転者その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うものとする。

附 則 この規程は、平成24年1月10日から適用する。
この規程は、平成31年2月1日より改正する。